

49. 東浦町

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書（回答）

【1】憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

[回答] 憲法、法律に沿って運営してゆきます。

★【2】以下の事項については、市町村が住民サービス向上の視点にたって臨めば、実施可能なサービスですので、未実施の施策があれば、速やかに実施してください。

①～② 知多北部広域連合からの回答が東海市から行われているため省略します。

③ 福祉給付金の支払いは、現物給付（窓口無料）にしてください。当面、自動払いしてください。

[回答] 福祉給付金の対象者への自動払いについては、平成18年度（H18.4 診療分）から実施しております。

④ 老人保健の「現役並み所得者」の認定に当たっては、課税所得が145万円以上であっても、収入基準（夫婦世帯520万円、単身383万円）に満たない高齢者については、申請がなくても、自動的に「現役並み所得者」から除いてください。少なくとも、「基準収入額適用申請書」を個別送付してください。

[回答] 課税所得により現役並み所得者と判定された高齢者世帯に対しまして、収入が基準収入額未満の場合は、申請により一般になる旨申請を促すお知らせ及ぶ申請書を送付しております。

⑤ 2008年4月から実施される「高額医療・介護合算療養費」の払い戻し手続きは、毎回の申請に係る負担を軽減するために、申請を初回のみとし、2回目からは自動払いしてください。

[回答] 後期高齢者医療制度における高額医療・介護合算療養費の支給については、現在広域連合にて事務手続きについて検討中です。

⑥ 子どもの医療費助成制度を償還払いで実施している場合、現物給付（窓口無料）してください。

[回答] 小中学生の入院医療費助成制度を償還払いで実施しています。現物給付化するためには、全員に受給者証を交付する必要がありますが、入院については実際の給付対象となる者はごく一部に限られるため、現在のところ現物給付化は考えていません。

⑦ 国民健康保険の保険料（税）2割軽減および市町村独自の減免制度について、減免対象者が把握できる世帯には自動適用または申請書を個別送付するなどの方法で申請漏れのないようにしてください。

[回答] 本町の軽減措置は、4割・6割となっており、2割軽減の制度はありません。軽減は未申告者を除き自動適用を行っております。なお、未申告者に対しては、

住民税の申告書を個別送付するなどして申告を促しております。

減免制度につきましては、長期入院療養や、失業・廃業などの要件がありますので把握は難しく、本人からの申告書の提出を受けての審査としております。

- ⑧ 出産・育児一時金の受取代理（受領委任払い）制度を実施していない市町村は実施してください。

〔回答〕出産育児一時金の受領委任払いは、すでに実施済みです。

【3】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

- ①～⑦ 知多北部広域連合からの回答が東海市から行われているため省略します。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

- ① 地域支援事業の財源は、一般財源を基本とし、介護保険からの支出は極力しないでください。

〔回答〕知多北部広域連合からの回答が東海市から行われているため省略します。

- ② 配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食（ふれあい）方式も含め実施してください。

〔回答〕配食サービスは、毎日1回（夕食）の配食を実施しています。また、会食（ふれあい）方式は社会福祉協議会で年3回実施しています。

- ③ 独居、高齢者世帯のゴミ出しの援助など生活支援の施策をすすめてください。

〔回答〕基本的には自己処理でお願いしていますが、介護保険サービスの訪問介護・介護予防訪問介護を利用する方法もあります。

- ④ 要支援、要介護の高齢者などの介護手当を引き上げ、所得や介護期間、介護度などの制限を設けず支給してください。

〔回答〕今年度、月額で1,000円の引き上げを行いました。所得や介護期間の制限はありません。要介護度4・5の方の介護者に支給しています。介護度については、拡大は考えていません。

- ⑤ 住宅改修費への独自の助成制度を実施・増額してください。

〔回答〕介護保険制度の住宅改修費の上乗せで40万円を上限（住民税課税世帯は20万円を上限）に支給しています。

- ★⑥ 介護予防は、高齢者が地域でいきいきと生活し、要介護状態にならないようにするため、敬老バスや地域巡回バスなどの外出支援や宅老所、街角サロンなどの集まりの場への援助など多面的な施策を一般財源で実施してください。

〔回答〕宅老所事業を社会福祉協議会に委託しています。サロン事業は現在町内10か所で行っています。

2. 国の税制改正に伴う負担増の軽減措置について

- ★① 公的年金等控除の縮小、老年者控除や定率減税の廃止など、国の税制改正に伴う国民健康保険料（税）、介護保険料などの負担増を軽減する緊急対策を、国の施策に加えて市町村独自に実施してください。

〔回答〕近年の税制改正のうち、公的年金控除の20万円の削減が税額の算定に影響を及ぼすことになりますが、2年間の経過措置が講じられております。町独自の施策を実施することは考えておりません。

- ② 市町村独自の減免制度が、同様の理由で受けられなくなった人に対しては、引き続き受けられるようにしてください。

〔回答〕本町において税制改正の影響により減免が引き受けられなくなったという例はありません。

3. 高齢者医療の充実について

- ★① 2008年4月から2割負担に引き上げられる70歳以上の高齢者の医療費負担を1割に据え置くために、医療費助成を実施してください。少なくとも、73歳・74歳の老人医療費助成制度対象者については、必ず1割分の助成を行ってください。

〔回答〕70歳以上の高齢者の負担割合を1割に据え置くための医療費助成は、厳しい財政状況のため、現在のところ実施の考えはありません。

- ② 福祉給付金制度の対象は、2008年4月から実施される後期高齢者医療制度の加入者も引き続き対象とともに、70歳からの高齢者についても、対象に加えてください。

〔回答〕現状は県制度と同様の内容で、老人保健及び老人医療の一部負担金を助成しておりますが、これを町単独事業として70歳から実施するには、現在の本町の財政状況を考えますと困難と思われます。

- ★③ 後期高齢者医療対象者に対し、名古屋市国保並みの減免制度を設けるとともに、保険料滞納者に対する保険証の取り上げをしないでください。

〔回答〕後期高齢者医療制度で保険料の減免については、高齢者の医療の確保に関する法律により、広域連合の条例によるものとの規定があり、町独自の減免制度を設けることは、出来ないと考えています。

保険料滞納者につきましては、納付資力がありながら、保険料をお支払いいただけない方については、被保険者間の負担の公平化を図るため、現行の国民健康保険の制度と同様、通常の保険証に代えて広域連合が短期被保険者証や資格証明書を発行することになります。

4. 子育て支援について

★① 中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付（窓口無料）で実施してください。

[回答] 小中学生の入院医療費助成制度を償還払い実施しています。現物給付化するためには、全員に受給者証を交付する必要がありますが、入院については実際の給付対象となる者はごく一部に限られるため、現在のところ現物給付化は考えていません。

★② 妊産婦の無料健診制度は、産前は14回以上、産後は1回以上を無料にしてください。

[回答] 今年度より産前は2回を3回増やし5回としました。産後は0回を1回に増やしました。本町の財政状況を考え検討していきます。

③ 妊産婦医療費無料制度を新設してください。

[回答] 本町の財政状況を考え検討していきます。

④ 就学援助制度を拡充し、申請の受付は学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。

[回答] 申請の受付は学校を優先しておりますが、役場の窓口でも受付することができます。

5. 国保の改善について

① 制度の運用にあたっては、国民健康保険法第1条「社会保障及び国民保健の向上を目的とする」の立場でおこない、「相互扶助」「公平な負担」などの考え方を持ち込まないでください。

[回答] 制度の運用にあたっては、国民健康保険法、国民健康保険法施行令、国民健康保険法施行規則等、法全体の趣旨をよく判断して運用します。

★② 保険料（税）について

ア. 保険料（税）の引き上げをおこなわず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。

[回答] 保険税は、医療費の支払額に応じて、決まってきます。医療費が増大すれば、保険税もそれに応じた負担とせざるを得ません。

減免制度は、災害、病気療養など特別な事情がある場合にのみ適用されるべき制度であり、東浦町としては、平成14年度に改正しております。現在の社会情勢を鑑みても適切な基準であると思いますので拡充する予定はありません。

イ. 就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。

[回答] 就学前の子の均等割を廃止した場合対象者は、約550人で13,365千円の減収となります。当然これは、他の加入者の負担となります。就学前の子も医療機関にかかり、療養給付費が発生すること考慮すると、均等割りの負担は、やむを得ないと考えています。

ウ. 前年所得が、生活保護基準の1.3倍以下の世帯に対する減免制度をつくってください。

[回答] 国保税の算定に当たり、前年の総所得金額が基準以下の場合は、均等割・平等割で6割軽減や4割軽減の対象となります。また、所得割についても前年の所得額から基礎控除額を引いた後の額に税率を乗じて計算されるものであり、所得の低い世帯に対しては、一定の配慮がなされていると考えております。したがって、所得の額だけを基準とした新たな減免制度を設けることはできないと考えております。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の9／10以下」にしてください。

[回答] 減免制度は、生活が著しく困難になった者に対して税額を減免することを原則とする制度です。所得1,000万円を給与収入で換算すると約1,231万円に、所得500万円を給与収入で換算すると688万円程となります。一般的に考えますと生活が著しく困難になったとは考えられない金額であり、減免制度の対象にすることは出来ないと判断しております。

★③ 保険料（税）滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をおこなわず、すべての被保険者に正規の保険証を無条件で交付してください。むやみに短期保険証の発行はおこなわず、払う意思があつて分納中の加入者には、正規の保険証を交付してください。

[回答] 資格証明は、1年以上の保険税の滞納者に対して、交付するものですが、東浦町では、特別な事情がないにもかかわらず、納税に応じない悪質な滞納者に対して交付する考えであります。また、短期保険証についても、やはり、資格証明書ほどではないが、滞納額がたまっている方、納税意識の低い方に対して、交付していますが、分納誓約により毎月定期的（年間3/4以上納付）に支払っている方は、納付意識がある方ととらえて交付しておりません。

イ. 保険料（税）を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料（税）の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。

[回答] 税の収納業務にあたり、滞納が発生した場合には滞納者と個別に接触し、納めていただく方法等につきまして納税相談を行っています。

今後も滞納者の生活状況や個別事情の把握に努めながら、滞納整理をしていきます。

ウ. 保険料（税）の滞納を理由に、高額療養費の「限度額適用認定証」の交付制限をおこなわないでください。

[回答] 滞納者の方が、限度額適用認定証の申請に来た場合には、一律に不交付のようなことはしておらず、納税相談をしていただいた上で判断しています。

④ 国民年金保険料の滞納を理由にした短期保険証の発行はおこなわないでください。

[回答] 国民年金の保険料の滞納者に短期保険証を発行することについては、詳しい説明がまだされていませんので、現段階では、発行するともしないとも回答できません。

⑤ 一部負担金の減免制度（国保法第44条）の案内チラシ、申請用紙などを役所窓口におくなど、制度を広く住民に周知してください。また、制度の規定がない場合は、規定をつくってください。

[回答] 制度はあります。広報に掲載、納付書に同封などの周知を行っています。

⑥ 国保法第58条第2項に基づいて、傷病手当、出産手当制度を新設してください。

[回答] 傷病手当、出産手当は、被保険者が療養のため又は出産のため一定期間事業又は業務に従事できないときに支給するもので、この任意給付を行うかどうかは、保険者の判断に委ねられていますが、本町の保険財政は、厳しい状況のため現状では実施する考えはありません。

6. 生活保護について

① 生活保護の申請に対する締め付けをしないでください。

[回答] 生活保護に関する相談があった場合、福祉事務所である愛知県知多事務所へ連絡し、愛知県の判断・指導を仰ぎながら、相談、申請の受付事務を行っています。

7. 障害者施策の充実について

① 4月から行われている通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にかかわって、資産要件を撤廃してください。

[回答] 国の示している負担軽減措置を遵守しています。

② 補装具の利用料負担軽減とともに、地域生活支援事業の移動支援・日常生活用具・地域活動センターの各利用料を総合した負担軽減策を講じてください。

[回答] 本町の財政状況を考えると難しいと考えます。

③ 移動支援の利用範囲を通学・通所・通勤に使えるようにしてください。また、利用時間上限を設げず、必要とする時間を支給してください。

[回答] 個々の状況を判定し、必要なサービスを提供しています。

★④ 精神障害にある人を障害者医療費助成制度の対象にしてください。

[回答] 現在、精神障害のある人への助成は、通院については自立支援医療（精神通院医療）費の自己負担分、入院については精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方の精神障害による入院医療費の自己負担分の1/2の助成を実施しています。しかし、これを町単独で障害者医療費助成制度の対象にすることについては、現状では財政的に難しいと考えます。

⑤ 障害児に係わる福祉サービスの利用料、給食費などの負担をなくしてください。

[回答] 就学前障害児施設利用給付金支給制度を創設（平成18年12月19日要綱制定）し、児童福祉法に基づく障害児施設支援を受けた小学校就学前の障害児の保護者に対し、予算で定める額の範囲内で施設利用給付金を支給しています。

⑥ 学齢障害児（小学生～中高生）の児童デイサービスを含め、放課後・長期休暇中の支援体制をつくってください。また、余暇支援として移動支援などを充実してください。

[回答] 介護給付として児童デイサービス、地域生活支援事業として移動支援を実施しています。

⑦ 地域活動センター・小規模授産所への人件費補助を充実してください。

[回答] 近隣市町共同で地域活動支援センターを委託しています。人件費の補助については、本町の財政状況を考え検討していきます。

小規模授産所は町内にはありません。

8. 健診事業について

★① 特定健診、がん検診、歯周疾患検診については、自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託も実施してください。

[回答] 平成20年度からの特定健診については、保険者として検討してまいります。

歯周疾患検診・肺がん検診については、現在のところ自己負担はありません。

また、肺がん検診を除いた各種がん検診は2割程度の自己負担をいただいている。限られた予算の中で事業を実施していますので自己負担については、今後ともお願いしていくことになります。なお、国民健康保険加入者、70歳以上の方、非課税世帯、生活保護世帯の方について自己負担はありません。

現在の本町の基本健康診査につきましては、医療機関委託で行なっています。実施期間は、初回約1ヶ月半（5月下旬～7月上旬）、と追加2週間（9月中旬～10月上旬）で行なっています。また、各種がん検診につきましては、集団検診で実施していますが、各検診ともおおむね年17回ほど実施しています。

また、胃がん検診については、医療機関委託で通年でも受けられます。

通年の基本検診につきましては、医師会と協議した結果、現在の形が適当と考えます。特定健診については、未定です。

② 歯周疾患検診および75歳以上の健診については、少なくとも現行水準を後退させることなく、年1回受けられるようにしてください。

[回答] 歯周疾患検診については、対象を40・45・50・55・60・65・70歳の節目年に「個別医療機関方式」で年1回（9月～11月）の検診を実施しています。75歳以上の健診については、愛知県後期高齢者医療広域連合との調整

等で検討してゆきます。

③ 子宮がん・乳がん検診を2年に1回としている市町村は、年1回にしてください。

〔回答〕 本町は年1回の検診は受けられます。

④ 前立腺がん検診を年1回受けられるようにしてください。

〔回答〕 本町は年1回の検診は受けられます

【4】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①～⑤ 現時点では考えていません。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

①～⑦ 現時点では考えていません。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

①～⑤ 現時点では考えていません。